

柳川市集団けんしん等業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、柳川市集団けんしん等業務（以下「本業務」という。）について、最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名称

柳川市集団けんしん等業務

(2) 業務内容

「柳川市集団けんしん業務仕様書」「柳川市集団けんしん予約受付業務仕様書」「柳川市けんしんガイドブック製作業務仕様書」のとおり。ただし、契約締結時における仕様書は、受託候補者として選定された事業者の提案内容等に応じて、双方協議の上、一部変更することがある。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 選定方法

プロポーザルによる選定とする。

(5) その他

本業務の一部は国の令和8年度「新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)」の採択を受けて実施予定の事業である。

3 提案上限額

契約金額は、予算額98,027千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限に、本市が別に定める予定価格の範囲内とする。

なお、予算額の内訳は以下のとおりである。

(1) 各種がん検診

59,483千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(2) 柳川市国民健康保険特定健康診査及び柳川市国民健康保険生活習慣病予防健康診査

20,736千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 予約受付業務

15,996千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(4) ガイドブック製作業務

1,812千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 公告の日から企画提案書提出期限までの間に、柳川市建設工事等指名停止措置要綱（平成17年柳川市告示第14号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申し立てがなされていないこと。
- (8) 市外業者は、令和3年度以降に地方公共団体において、各種がん検診・健康診査の集団けんしん業務及び予約受付業務の受託実績があること。
- (9) ISMS適合性評価制度に基づくISMS認証（ISO/IEC27001）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与するプライバシーマークを取得していること。
- (10) 個人情報や企業情報等のセキュリティについて、社内ルールや法令遵守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。
- (11) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく、特定健康診査及び特定保健指導を実施することができ、社会保険診療報酬支払基金にそれらの登録がされていること。
- (12) 共同事業体でないこと。
- (13) 令和7年度に全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」という。）特定健康診査を集団健診形態で実施できる契約を、協会けんぽと締結していること。または、令和8年度に協会けんぽ特定健康診査を集団健診形態で実施できる契約を、協会けんぽと締結する体制が整っていること。
- (14) 事業化に向けて必要となる市その他の関係機関等との協議、調整などを適切に実施する能力を有し、諸条件に変更が生じた場合などにおいて柔軟な対応ができること。

5 事業者選定スケジュール

本業務のプロポーザルは次のスケジュールで実施する。

順番	項 目	日 程
1	公募開始【柳川市】	令和7年10月7日（火）
2	質問書の提出【事業者】	令和7年10月7日（火）から 令和7年10月14日（火）正午まで
3	質問書に対する回答【柳川市】	令和7年10月16日（木）
4	参加申込書の提出期間【事業者】	令和7年10月7日（火）から 令和7年10月22日（水）正午まで
5	参加資格審査結果通知【柳川市】	令和7年10月27日（月）
6	企画提案書の提出期限【事業者】	令和7年11月7日（金）正午まで
7	審査【事業者】 （プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年11月中旬
8	審査結果通知【柳川市】	令和7年11月下旬

6 質問の提出及び回答

（1）質問の提出期限

令和7年10月14日（火）正午

（2）質問の提出方法

別添の質問書（様式5）により、健康づくり課健康係あてに電子メールにて提出すること。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

健康づくり課（メール提出先）メールアドレス:hoken-40207@city.yanagawa.lg.jp

（受信確認先） 電話番号:0944-77-8536

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

（3）質問に対する回答

令和7年10月16日（木）までに柳川市公式ホームページに掲載する。

ただし、特定の質問に対する回答が事業者選定の公平性を損なうと判断した場合、当該質問には回答しない。

質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

7 参加申込書の提出（参加資格審査）

本業務のプロポーザルへの参加希望者は、参加資格審査のため次のとおり必要書類を提出すること。

（1）提出書類

- ①参加申込書（様式1） 1部
- ②事業者概要調書（様式2） 1部
- ③業務実績調書（様式3） 1部 （市内業者は不要）
- ④I S M S 認証又はプライバシーマークの登録証の写し 1部
- ⑤法人税納税証明書（発行3か月以内のもの） 原本1部
- ⑥柳川市暴力団等追放推進条例の規定に基づく誓約書（様式4） 1部
- ⑦登記事項証明書又は登記簿謄本（発行1か月以内のもの） 原本1部

（2）提出期限

令和7年10月22日（水）正午

（3）提出先

〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1
柳川市役所柳川庁舎保健福祉部健康づくり課健康係

（4）提出方法

持参又は郵送によること。

郵送による場合は、受取日時及び配送されたことが証明できる方法によることとする。

郵便事故等により申込書類が到達しなかったことによる意義を申し立てることはできない。

（5）参加資格審査結果の通知

令和7年10月27日（月）に電子メールで通知する。

8 企画提案書等の提出

本業務のプロポーザルの参加資格合格者は、次のとおり必要書類を提出すること。

（1）提出書類

- ①企画提案書提出書（様式6）
- ②価格提案書（様式7）
- ③がん検診等見積明細書（様式8）
- ④健康診査等見積明細書（様式9）
- ⑤予約受付業務見積明細書（様式10）
- ⑥けんしんガイドブック製作業務見積明細書（様式11）

(2) 企画提案書等の作成上の注意

- ①企画提案書は任意様式とする。
- ②表紙、目次は枚数に含めない。提案書にはページ番号を付すこと。
- ③両面印刷（長辺とじ）とする。
- ④用紙は日本工業規格A4とする。表紙及び目次を除き25枚以下とする。
- ⑤本文の文字フォントは10.5Pt以上とする。図表等に付記する注釈・注記等は、この限りではない。ただし、明瞭に読み取れるフォントサイズで作成すること。
- ⑥企画提案書は、下記に示す構成とすること。（別紙「企画提案書評価基準」を踏まえ、評価項目に沿った記載とすること。

構成	評価内容	配点
1. 基本事項	(1) 方針及び基本的な考え方	5
2. セキュリティ等	(1) 個人情報の保護 (2) 社内コンプライアンス (3) 危機管理	15
3. 業務実施等	(1) スケジュール (2) 実施体制	10
4. 企画内容	(1) 仕様 (2) 研修	10
	(3) 予約センター (4) 予約システム (5) けんしんガイドブック	15
	(6) 市との連携	10
	(7) 新たな提案	15
5. 価格の妥当性	(1) 見積金額	20
合計		100

(3) 提出期限

令和7年11月7日（金）正午

(4) 提出先

〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1
柳川市役所柳川庁舎保健福祉部健康づくり課健康係

(5) 提出方法

持参又は郵送によること。

郵送による場合は、受取日時及び配送されたことが証明できる方法によることとする。

郵便事故等により申込書類が到達しなかったことによる意義を申し立てることはできない。

(6) 提出部数

正本1部、副本10部

9 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

本業務のプロポーザルの参加資格審査合格者を対象に、企画提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れた提案者を受託候補者として決定する。また、参加事業者が1社のみであった場合も審査は行うこととする。

(1) 日時

令和7年11月中旬

正式な日程・実施場所については参加資格審査結果通知時に合格者に通知する。

(2) 実施場所

柳川市役所柳川庁舎（柳川市本町87番地1）

(3) 実施方法

①実施時間

提案説明20分以内、質疑応答10分以内、準備・片付け10分以内とする。

②参加人数

3人以内

③提案説明

提出した企画提案書のみを使用することとし、資料の差し替えや追加は認めない。

④プレゼンテーション環境

机、椅子、スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブル、電源は市が準備する。PC等を含むそれ以外の物品については、参加事業者の責任において準備すること。

10 審査結果通知

(1) 審査方法

本業務に係る提案書等の審査、評価及び受託候補者の選定は「柳川市集団けんしん等業務委託公募型プロポーザル選定委員会」において下記の要領で行う。

(2) 審査基準

①審査基準は、企画提案書の内容とプレゼンテーションの内容・対応能力評価により総合的に審査を行う。

②各選定委員の合計得点が満点の6割に達しない場合は受託候補者として選定しない。

③評価点の合計が最も高い事業者が複数ある場合は、価格提案書の額を勘案し、選定委員会で協議し選定する。

(3) 結果通知

審査結果は、本審査に参加した提案者に、書面により通知する。また、受託候補者の名称、評価点を柳川市公式ホームページで公表する。それ以外の提案者については評価点のみを公表する。なお、審査結果等に関する問い合わせには一切応じない。

(4) 欠格要件

次にあげるいずれかに該当した場合には、欠格とする。

- ①参加申込書又は企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限が本要領に適合していないとき。
- ②提出書類に虚偽があったとき。
- ③提案上限額を超えた価格提案書を提出したとき。
- ④「4 参加資格」に掲げる参加資格を満たさなくなったとき。
- ⑤審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があったとき。
- ⑥受託候補者の決定から契約締結までの間に、受託候補者の経営事情等の変化により業務の履行が困難であると判断したとき。

11 契約締結

(1) 契約締結交渉の対象者

受託候補者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調になった場合には、「10 (2) 審査基準」による順位が高い者から契約締結の交渉を行う。

(2) 仕様書の確定

契約締結の交渉にあたっては、受託候補者の企画提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことを留意すること。仕様書の詳細な事項については、改めて協議の上決定するものとする。

(3) 契約金額

契約金額は原則として、価格提案書の額を超えない額とする。

ただし、柳川市との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(4) 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とし、がん検診等・健康診査等については単価契約、集団けんしん予約受付業務・けんしんガイドブック製作業務については総価契約とする。

12 守秘義務及び個人情報

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。本業務が終了し、又は解除された後も同様の義務を負う。
- (2) 受託者は、本業務で取り扱う個人情報、その他の機密情報等について、第三者に提供、漏洩及び開示並びに目的外使用を行ってはならない。また、本業務の実施に必要な場合を除き、指定された以外の場所へ持ち出してはならない。本業務が終了し、又は解除された後も同様の義務を負う。
- (3) 個人情報、その他の機密情報等については、仕様書で示す作業の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製、複写又は改変が必要な場合は、書面による承諾を受けなければならない。

13 その他

- (1) 企画提案書は、1 事業者につき 1 案とし、複数の提案はできない。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る費用については、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。提出後の差し替え、追加、削除は一切認めない。（市からの指示があった場合を除く。）なお、提案者に無断で本プロポーザルの目的以外に提出書類を使用しないこととする。
- (4) 本プロポーザルにおいて提出された企画提案書等の書類は、柳川市情報公開条例（平成 22 年柳川市条例第 6 号）の規定による請求に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (5) 本プロポーザルは、随意契約の受託候補者を決定するものであり、契約の締結を担保するものではないことに留意すること。
- (6) 審査結果に対する異議申し立ては認められない。
- (7) 審査の経過や採点表の内容は開示しないものとする。審査結果の開示等を理由とした他提案者の閲覧請求は受け付けないものとする。
- (8) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、市の承諾を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に再委託させることができる。
- (9) 参加者は、参加申込書（様式 1）の提出をもって、本実施要領及び業務仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (10) 対象施設内において、本業務に必要な光熱水費は、市が負担する。
- (11) 受託候補者は、この業務の履行中において市又は第三者に害を及ぼした場合、市又は第三者に責任がある場合を除き、その責任を負うものとする。
- (12) 受託候補者は、市の条例、規則及び関係法令等を遵守しなければならない。

14 担当部署

担当部署 柳川市 保健福祉部 健康づくり課 健康係

住 所 〒832-8601 福岡県柳川市本町8 7 番地 1

電話番号 0944-77-8536

FAX 番 号 0944-74-5613

メールアドレス hoken-40207@city.yanagawa.lg.jp

別紙「企画提案書評価基準」

構成	評価内容	評価基準
1. 基本事項	(1) 方針及び基本的考え方	・本市の基本的な考え方や、本業務の重要性及び目的を十分に理解しているか。 ・提案内容は、具体的かつ明確に記載されているか。 ・提案内容は、客観的な証拠に裏付けされた実現可能なものとなっているか。 ・本業務への取組に対する意欲が感じられるか。
2. セキュリティ等	(1) 個人情報の保護	・データの授受に関して、安全かつ迅速に実施するための措置や体制は十分に整っているか。 ・事業所内、予約センター及び予約システムは、外部からの侵入又は内部からの漏洩が発生しないよう適正な安全措置が講じられているか。 ・業務責任者を設けるなど事業所内における管理責任体制が整備されているか。 ・従事者に対し、個人情報の保護に係る研修等を適切に実施する提案がなされているか。 ・受診対象者データ、予約者データ、けんしん結果及び撮影フィルム等の個人情報を適切に管理・保管できる体制を整えているか。
	(2) 社内コンプライアンス	・本業務実施の前提となるコンプライアンスについて、社内で適切な取り組みがなされているか。
	(3) 危機管理	・緊急事態が発生した場合の対応・体制等が、具体的に記述されているか。 ・緊急事態が発生した場合でも、本業務への影響を最小限にする体制が提案されているか。
3. 業務実施等	(1) スケジュール	・業務開始までの準備に係るスケジュールが、具体的かつ明確に記述されているか。 ・実現可能で現実的なスケジュールとなっているか。
	(2) - 1 実施体制(全般)	・市との連絡及び調整が迅速かつ適切に行うことのできる体制となっているか。 ・責任者は、本事業遂行に十分な経験、知識及び技能を有するとともに、業務全般を掌握することのできる者を配置する提案がなされているか。 ・従事者は、本業務遂行に十分な知識及び技能を習得可能なものが配置する提案がなされているか。

	(2) - 2 実施体制 (集団けんしん)	・本業務遂行に必要な知識を従事者に教授するための指導を、迅速かつ確実に実施する提案がなされているか。 ・受診者の待ち時間の短縮等、受診しやすい環境づくりの取組が具体的に示されているか。 ・検診車両や機材の故障、交通渋滞等による検診車両や医師・スタッフの遅延が生じた場合、迅速にフォローできる体制を整えているか。 ・業務中における事故や怪我、受診者からのクレーム等に迅速に対応できる体制を整えているか。
	(2) - 3 実施体制 (予約センター)	・本業務遂行に十分な知識を従事者に教授する研修について、十分な提案がされているか。 ・オペレーターの熟練度や電話回線数等の体制は十分であるか。 ・業務量に変動がある場合に、柔軟に対応可能なオペレーター数及び運用体制が提案されているか。
4. 企画内容	(1) 仕様	・使用全体について、独自の創意工夫による効果的な方法が提案されているか。
	(2) 研修	・市職員向け操作研修の体制及び実施方法が提案されているか。
	(3) 予約センター	・円滑かつ効果的な予約センター運営方法が提案されているか。 ・予約センター運営機関、運営時間及び休止中の対応は十分であるか。
	(4) 予約システム	・画面が見やすく、ネットが不慣れな市民でも操作しやすいものであるか。 ・円滑かつ効果的な予約システムの運営方法を提案されているか。 ・予約システムの構築、運用、保守及び体制は十分であるか。
	(5) けんしんガイドブック	・受診率向上のための工夫が提案されているか。
	(6) 市との連携	・本業務全体を通して市と受託者の間でデータのやりとり、情報共有及びトラブル対応等の連携を正確かつ円滑に実施するための提案がされているか。 ・新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請にあたり、市への助言・助力ができることが示されているか。

	(7) 新たな提案 ※提案上限額内で業務委託仕様書以外に実施できる内容を提案すること。	・本業務全体を通して、市民にとっての利便性の向上が見込める仕組みが具体的に提案されているか。 ・がん検診、健康診査等の受診率向上を促す仕組みが具体的に示されているか。 ・精密検査未受診者に対する受診勧奨の仕組みが具体的に示されているか。 ・受診者の継続受診を促す仕組みが具体的に示されているか。 ・市民の健康に関する意識の向上や健康づくりの取組の推進に有効な提案がされているか。
5. 価格の妥当性	①見積金額	価格項目の配点×（すべての提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）した数値を小数第一位で四捨五入し評価する。